平成２１年（フ）第４２４号
埼玉県草加市両新田西町436番地１　第二コーポタナカ202号
債務者　櫻井　祥子（旧姓安藤・三上）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
新潟県魚沼市吉水537番地
債務者　関　惠美子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
新潟県魚沼市吉水537番地
債務者　関　　姓子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１６６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　30号棟104号室
債務者　松尾ひさ子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４６号
愛知県日進市浅田町西前田116番地２
債務者　浅井　由美
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６６号
名古屋市昭和区滝子通１丁目６番地
債務者　千賀　真耶
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９０号
名古屋市天白区平針南１丁目301番地　平針住宅11街区１号棟401号
債務者　土手　裕江
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０７号
名古屋市中区新栄１丁目31番11号　キャッスル新栄503号
債務者　武舎　由美
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１８号
名古屋市守山区大森八龍１丁目2904番地
債務者　小阪井妹子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９６号
名古屋市中村区日比津町１丁目３番７号
債務者　高桑美幸こと　髙**桑**　美幸（旧姓恒川）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９７号
名古屋市中村区日比津町１丁目３番７号
債務者　高桑祐矢こと　髙**桑**　祐矢
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９８号
名古屋市中村区日比津町１丁目３番７号
債務者　恒川美代子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５０号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509県営諸輪住宅３棟509号
債務者　牧野　起生
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５５号
名古屋市名東区平和が丘４丁目242番地サニーハイツ202号
債務者　千田　節子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５８号
愛知県一宮市大和町苅安賀字狭間33番地
債務者　浅井　貞子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６６９号
愛知県岡崎市大和町字荒田60番地１　パビリオン大和Ｂ―302
債務者　野口　公歌
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
愛知県西尾市米津町蔵屋敷20番地１　米津ハイツＡ棟102号室
債務者　横原　藤枝
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係